

一部の協同組合等について 所管行政庁が移管されます

地方分権改革について、特に平成26年度以降は、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和が進められています。

この取り組みの中で、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律においては、事業協同組合、協業組合等に係る事務について、国が実施している事務の一部を地方へ委譲してきているところがあります。

平成30年12月25日閣議決定された「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」において、

- ・二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等及び協業組合等であって経済産業局長並びに地方整備局長及び地方運輸局長へ委任している事業協同組合等の認可等
- ・特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定

に係る権限に属する事務について、「政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する」とされ、10月1日より都道府県に権限が委譲されることとなりました。

つきましては、一部の会員組合様は所管行政庁が東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局から山形県に移管されます。そのため、決算関係書類等の提出先が変わりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

1組合1組合士・組合のあしたを拓く組合士

令和2年度
中小企業組合
検定試験

検定試験を受けて組合士になろう!!

12/6
SUN

12月6日[日]

受験資格	特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です)
試験科目	組合会計 組合制度 組合運営
試験日	令和2年12月6日(日)
試験地	札幌・青森・仙台・郡山・さいたま・東京・静岡・名古屋・大阪・岡山・広島・山口・福岡・鹿児島・那覇
願書受付期間	令和2年9月1日(火)～ 10月15日(木)
受験料(税込)	6,600円 ※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。
お問い合わせ先	お申し込み方法など 詳しいことは、最寄りの 都道府県中小企業団体中央会 または 全国中小企業団体中央会 (TEL.03-3523-4907) までお問い合わせください。
	<input type="text" value="組合士"/> <input type="button" value="検索"/>

主催 / 全国中小企業団体中央会
後援 / 中小企業庁
協力 / 都道府県中小企業団体中央会